

1 基本方針の策定にあたって

「東広島市の公共施設における現状と課題」で示されているとおり、本市には総床面積にして約 57.1 万㎡（マツダスタジアムの敷地の 11 倍強）もの市が所有する公共施設が存在します。これらの多くは昭和 50 年代後半からバブル経済期にかけて建設されており、耐震性能の不足や経年劣化による老朽化などへの対応と合わせ、集中して更新や大規模改修が必要な時期を迎えようとしています。

しかしながら、これまで順調に成長を続けてきた本市においても少子化及び高齢化の進展は避けられず、近い将来、人口は減少局面に移行すると見込まれています。同時に、社会保障費の増加や景気の悪化、これまでの積極的な公共投資による影響などを受けて財政状況は厳しい方向に向かいつつあり、全ての施設を現在と同じ形で維持していくことは現実的に困難となっています。

また、市中心部から離れた地域においては人口減少の傾向が続いており、低稼働施設の発生が懸念されるほか、合併以前からの立地基準の相違によって生じている施設配置の偏りに加え、社会や地域の年齢構成の変化などに伴う公共施設に対する市民ニーズの変化など、本市の公共施設は様々な課題に直面しています。

こうした状況を乗り越え持続可能な施設体系としていくために、個々の施設の見直しを行うだけでなく、施設そのもののあり方の見直しも踏まえ適正配置に取り組んでいく必要があります。

適正配置の推進にあたっては、各施設の評価を適切に行うとともに、施設が抱える様々な課題や施設を取り巻く環境及びそれぞれの地域性を考慮しながら、全体として市民サービスの向上につながるよう取り組みを進めていく必要があります。

そのため、この基本方針に基づき全庁横断的な公共施設のマネジメント体制の確立を図るとともに、市が所有する全ての建築物を対象として利活用方針を定め、計画的に再編に取り組みます。

2 公共施設の適正配置にかかる基本理念、基本方針及び基本目標

(1) 基本理念

全庁的な推進体制の下でファシリティマネジメント¹の手法を導入し、公共施設の適正配置と運営改善に取り組みます。これにより、施設の機能をできるだけ維持しつつ、持続可能な施設体系への移行を目指すとともに、将来の財政負担を縮減し、選択と集中により限られた財源を最も必要なサービスに配分します（「あれもこれも」から「あれかこれか」へ）。

また、1 施設 1 機能というこれまでの公共施設の固定観念からの脱却を図り、施設重視から機能重視へとサービスの提供のあり方を見直します。これに伴い、地域に全ての施設を備えるフルスペック型の施設配置から必要な機能を補い合うネットワーク型の施設配置へと転換を図ります。

¹ ファシリティマネジメント・・・企業、団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動。土地、建物、構造物、設備等の全てを経営にとって最適の状態にすること。

(2) 基本方針

① 原則として、新たな公共施設は整備しない。

- ・公共施設に迫る危機的な状況を乗り越えるために、新たな施設の整備を抑制する
- ・事後保全から予防保全へと維持管理手法の移行を図り、施設の長寿命化を推進する
- ・民間委託や地域団体への施設の移譲を推進し、サービス全体としての維持及び向上を図る
- ・利用機会の公平性の確保を図るため、配置については公共交通によるアクセス性に配慮する
- ・新規に施設を整備する場合は、総量抑制の範囲内で行う

② 施設の更新（建替え）は原則として複合施設とする。

- ・施設の余剰空間や遊休スペースを活用し、転用や複合化の推進により有効利用を図る
- ・地域の拠点等への機能の集約を図り、地域に必要な機能の維持と投資効果の向上を目指す
- ・複合施設として整備する場合、既存の施設の総床面積を超えない範囲とする
- ・管理運営体制が複雑になることを避けるため、複合化に際しては一元化を推進する

③ 施設の総数及び総床面積を縮減する。

- ・将来的に人口が減少傾向へと向かうことを考慮し、施設の総数及び総床面積を縮減する
- ・利用実態や利用状況、運営費用、機能の重複などの観点から施設の整理や統廃合を行う
- ・建築物の耐用年数の経過を判断材料の一つとして、必要性についての再検証を行う
- ・適正配置の推進により統廃合を行い、余剰となった施設については原則として処分する

(3) 基本目標

これからの 40 年間における公共施設の更新費用は、年平均で約 51.9 億円と試算されています。合併後の平成 17 年度から平成 24 年度までの本市の公共施設に対する投資的経費は平均で年間約 64 億円ですが、今後の財政見通しを踏まえると、公共施設の更新等に充てられる予算にも限りがあり、公共施設そのものの削減を思い切って進める必要があります。

具体的に、基礎調査を行った平成 22 年までの 5 年間において、既存施設の更新には平均で約 38 億円の費用を要しています。今後の更新費用をこの金額程度に抑えていくためには、およそ 30%の公共施設を削減する必要があります。

これを踏まえて基本目標を定めることとなりますが、公共施設の適正配置には長期に亘る取り組みを要する一方で、今後の社会経済情勢が不透明なことから、計画的な推進を図りつつ適切な時期に見直しを行うことを前提として定めることが望ましいと考えられます。

本市における最上位計画となる第 4 次東広島市総合計画(基本構想)の目標年次は平成 32 年であるため、将来的に総合計画の見直しが行われることも考慮して、この基本方針では概ね 30 年先を視野に入れつつ、基礎調査を行った平成 22 年から 10 年後となる平成 32 年までに基礎調査時の 57.1 万㎡から 10%、20 年後となる平成 42 年までに同様に 20%の公共施設の削減を目指すことを基本目標とします。

3 適正配置の推進における取り組みの方向性

(1) 財政負担の最小化

公共施設の機能の維持を図りつつ、更新及び長寿命化や維持管理にかかる費用を含めた財政負担の最小化を目指し、持続可能な整備水準となるよう適正配置を推進します。そのため、全ての施設において必要性を再検証し、施設の統廃合による総量抑制とともに、民間や地域団体への委託、譲渡等を含めて管理運営方法の改善を図ります。

(2) 公平性の確保

平成 17 年の合併の際、異なる制度や事業については行政格差が生じないよう統一させることとされていましたが、異なる設置基準によって整備された施設には配置に偏りが残されています。また、各施設は使用料や公的費用によって運営されていることから、施設の利用状況や配置状況を再検証し、利用機会の公平性の確保に努めます。

(3) 市民ニーズの変化への対応

時代の変化とともに公共施設に求められる役割も変化しており、当初の設置目的が薄れたり、異なる目的で設置された施設であっても同様の利用がなされていたりする場合があります。また、公共施設は通常 1 つの施設に 1 つの機能で設置及び運営されていますが、施設利用の面からは柔軟な利用形態へと移行することが望ましいと考えられます。

そのため、転用及び複合化による多機能化を含め、施設の有効活用に取り組み市民ニーズへの変化への対応を図ります。

(4) 地域性への配慮

公共施設の役割は様々であり、同種の施設であっても地域において求められる機能が異なる場合があります。人口の多い地域とそうでない地域では利用状況の面や費用対効果の面で差が生じることが考えられますが、経済的な効率性のみで判断するのではなく、地域の特色を活かした地域づくりを推進するため、施設の性格や機能によっては地域性に配慮します。

(5) 市民からの意見の反映

公共施設の適正配置は、市民生活に与える影響が大きいと考えられます。そのため、計画の策定から実施に至る段階で、資産としての公共施設の活用方法について、広く納税者であり利用者である市民の皆様の意見を伺う機会を設けながら取り組みを進めます。

4 基本事項の整理

(1) 基本方針の位置づけと既存計画の取り扱い

公共施設の適正配置は、第4次東広島市総合計画に掲げられた「公共施設の有効活用」に基づき行うものです。現在の総合計画の計画期間は平成27年度までとなっていますが、長期間を要する事業であるため、次期計画への位置づけも視野に継続した取り組みとなることを目指します。

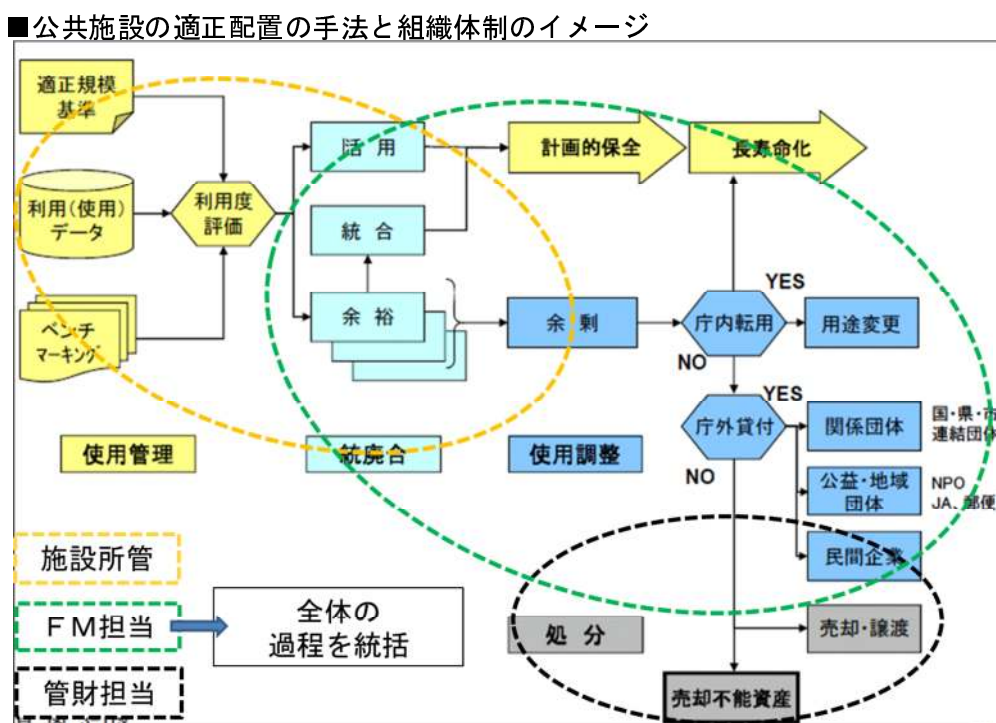
また、関連する計画についてはこれらを考慮するとともに、既に適正配置計画のある施設については、その内容を踏まえた検討を行い、基本計画及び実施計画の段階で反映させ、または既存の適正配置計画の見直しを行います。

なお、取り組みの進捗状況にかかわらず、基本方針に基づき新たに策定する計画については、社会経済情勢など本市を取り巻く状況の変化に応じて適切な時期に見直しを行います。

(2) 推進体制

公共施設にかかる所属ごとの縦割りの弊害を除き、全庁横断的な取り組みとするため、全ての部局長が構成員となる公共施設利活用推進検討委員会において全般的な方針の決定及び計画の管理を行います。

また、公共施設を経営資源ととらえ適正配置を一元的に推進するため、全体の過程を統括するファシリティマネジメント(FM)担当などの専門組織の配置により、推進体制の確立を図ります。



資料：(FM推進連絡協議会編「総解説 ファシリティマネジメント」より(一部修正))

(3) 対象施設

容易に除却が可能なものや仮設で設置しているもの等を除き、市が所有及び借り上げを行っている全ての建築物を対象とします。

(4) 施設分類

全ての施設はそれぞれの行政目的によって整備されていますが、当初の設置目的ではなく、現在の主な利用形態から機能ごとに26の区分に分類します。

■施設グループと構成施設の例

施設グループ		構成施設
1	上水道施設等	上水道施設、ポンプ所、専用水道施設 等
2	下水道施設等	汚水処理施設、農業集落排水処理施設 等
3	斎場等	斎場
4	処理場	廃棄物処理場
5	駐車場	駐車場
6	幼稚園	幼稚園
7	小学校	小学校
8	中学校	中学校
9	給食施設	給食センター
10	図書館	図書館
11	文化施設	美術館、歴史民俗資料館、出土文化財管理センター 等
12	スポーツ施設	体育館、プール 等
13	都市公園等	街区公園、児童公園 等
14	保育所	保育所
15	医療施設	診療所
16	住宅	公営住宅、ひだまりハウス 等
17	産業施設	農畜産物の加工所、直売所、集出荷施設 等
18	消防署	消防局、消防署
19	格納庫	消防ポンプ格納庫 等
20	基地	無線中継基地
21	庁舎	本庁舎、支所、出張所 等
22	公園	農村公園、親水公園、自然公園 等
23	研修施設	生涯学習センター、文化センター、人権センター 等
24	集会施設	地域センター、集会所、老人集会所 等
25	児童施設	いきいきこどもクラブ、児童館 等
26	福祉施設	総合福祉センター、地域福祉センター 等

(5) 地域区分

公共施設の適正配置を検討する際の基準となる地域区分については、①全市域・広域都市圏、②町③住民自治協議会設立範囲、④旧行政区等の地域コミュニティの範囲 の4つの段階を基本として検討します。

(6) 施設の評価の考え方

適正配置の推進にあたり、各施設について「ファシリティ²」と「サービス」の2つの面から評価を行うことを検討します。具体的には、ファシリティの面では施設の活用状況や建築物としての性能などの視点から、サービスの面では市民ニーズや投入した費用に対する成果などの視点から、それぞれ客観的な評価を得ることができるようなガイドラインの策定に取り組みます。

² ファシリティ・施設。ファシリティマネジメントでは、施設とその環境であり土地や建物だけでなく人が働き利用する内部環境も含むとされる。

■施設の評価項目の例

ファシリティ	(施設の有効活用) 用途地域/敷地面積/敷地利用率/運営効率 等
	(施設性能) 災害時避難場所/耐震性能/建築物としての健全度/設備(空調・電気等)の 老朽化状況/バリアフリー対応状況 等
サービス	(サービスニーズ) 将来サービス人口/サービスエリア面積/行政ニーズ/市民ニーズ 等
	(サービス成果) 利用率/使用料収入/サービスコスト/利用件数 等

5 当面の取り組み

公共施設の適正配置は本市にとって喫緊の課題であり、計画的に事業を進めていく必要があります。そのため、当面の取り組みとして、平成 25 年度中に基本方針を固め、平成 26 年度には基本計画を策定し、26 種の施設グループごとに適正配置の方向性を示していくことを目指します。平成 27 年度以降、これらに基づき既存の計画などと整合を図りつつ、個々の施設の適正配置に取り組む方針です。

同時に、公共施設の運営改善を図るため、施設の評価の前提となるデータベースの構築や施設の長寿命化及び維持管理費削減のためのモデル事業に取り組んでいきたいと考えています。

■当面の取り組みにかかる推進のイメージ

